

- | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | | | | <p>27 熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第19条の規定による個人情報の開示請求に対する決定等に関すること。</p> <p>28 熊本県個人情報保護条例第25条の規定による個人情報の訂正請求に対する決定等に関すること。</p> <p>29 熊本県個人情報保護条例第30条の規定による個人情報の取扱いの是正の申出に対する通知に関すること。</p> <p>30 第25号から第27号までに定めるものを除くほか、所掌事務に係る文書の閲覧及び写しの交付の承認に関すること（係長専決に該当するものを除く。）。</p> <p>31 分担金等の調定、納入通知書の発行及び督促状の発付に関すること。</p> <p>32 歳出予算の令達に関すること。</p> <p>33 歳出予算の各節の間の相互の流用に関すること。</p> <p>34 50万円未満の歳出予算の趣旨の変更に関すること。</p> | |
|--|--|--|--|--|--|

- | | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | | <p>35 設計高1億円未満の工事の施行の決定に関すること。</p> <p>36 設計高5,000万円未満の工事の指名競争入札参加者の決定に関すること。</p> <p>37 設計高1億円未満の工事の予定価格の決定に関すること。</p> <p>38 設計高2億円未満の工事で設計変更額が5,000万円未満の工事の設計変更の決定に関すること。ただし、設計変更により工事金額が2億円以上となるものを除く。</p> <p>39 設計高1億円未満の工事の出来形検査及びしゅん工検査に関すること。</p> <p>40 設計高1億円未満の市町村等補助工事の中間検査及びしゅん工確認検査に関すること。</p> <p>41 収入に関すること。</p> <p>42 支出命令に関すること。</p> <p>43 その他定例的かつ軽易な事務の処理に関すること。</p> | |
|--|--|--|--|--|

2 支出負担行為に係る共通専決事項

区分		知事決裁事項	部長専決事項	部次長専決事項	課(総室・室)長専決事項	備考
1 報酬					全額	
2 給料					全額	
3 職員手当					全額	
4 共済費					全額	
5 災害補償費					全額	
6 恩給及び退職年金					全額	
7 賃金					全額	
8 報償費			500万円以上	100万円以上 500万円未満	100万円未満	
9 旅費			500万円以上	100万円以上 500万円未満	100万円未満	
10 交際費			500万円以上	100万円以上 500万円未満	100万円未満	
11 需用費	食料費		500万円以上	100万円以上 500万円未満	100万円未満	
	賄材料費		500万円以上	100万円以上 500万円未満	100万円未満	
	一般需用費		1,000万円以上	200万円以上 1000万円未満	200万円未満	光熱水費及び複写機使用料に あつては、全額課(総室・ 室)長専決とする。
12 役務費			500万円以上	100万円以上 500万円未満	100万円未満	電話料にあつては、全額課(総 室・室)長専決とする。
13 委託料			1億円以上	2,000万円 以上1億円未満	2,000万円 未満	測量、調査、試験、設計等の 工事に係る委託又は道路の維 持管理に係る委託に限る。
			1億円以上	5,000万円 以上1億円未満	5,000万円 未満	国への工事施行の委託に限 る。
			5,000万円 以上	1,000万円 以上5,000 万円未満	1,000万円 未満	
14 使用料及び賃借料			2,000万円 以上	400万円以上 2,000万円 未満	400万円未満	リース契約に限る。
			500万円以上	100万円以上 500万円未満	100万円未満	
15 工事請負費			2億円以上		2億円未満	設計変更により2億円以上と なるものは、課(総室・室)長 専決とする。
16 原材料費			2,000万円 以上	1,000万円 以上2,000 万円未満	1,000万円 未満	工事材料の購入に限る。
			500万円以上	100万円以上 500万円未満	100万円未満	
17 公有財産購入費			5,000万円 以上		5,000万円 未満	

18 備品購入費		1,000万円以上	200万円以上 1,000万円未満	200万円未満	
19 負担金、補助及び交付金		500万円以上	100万円以上 500万円未満	100万円未満	補助金及び交付金については、1 支出負担行為以外の共通専決事項の表の規定によ
20 扶助費		1億円以上	1,000万円以上1億円未満	1,000万円未満	
21 貸付金		1億円以上	1,000万円以上1億円未満	1,000万円未満	
22 補償、補填及び賠償金		5,000万円以上		5,000万円未満	用地等の買収及び損失補償に限る。
	500万円以上	100万円以上 500万円未満		100万円未満	
23 償還金、利子及び割引料		1,000万円以上		1,000万円未満	
24 投資及び出資金	500万円以上	100万円以上 500万円未満		100万円未満	
25 積立金		500万円以上	100万円以上 500万円未満	100万円未満	
26 寄附金	500万円以上	100万円以上 500万円未満		100万円未満	
27 公課費		500万円以上	100万円以上 500万円未満	100万円未満	
28 繰出金		500万円以上	100万円以上 500万円未満	100万円未満	
(注1) 熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第34条の規定による支出負担行為書の作成についての決裁区分は、別に支出負担行為の決裁を経ているもの限り、課(総室・室)長専決とすることが					